

別表3 ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業実施要領 (実施要領第2関係)

補助対象の留意事項について	
○	補助対象に係る留意事項
1	農業者の組織する団体等は、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。
2	事業実施主体において、複数種類の機械や施設を導入する場合は、受益者及び受益面積が同一であり、かつ、一体的に整備する必要がある施設又は機械ごとに受益者、事業内容、事業費等を明らかにし、成果目標等を定めるものとする。
3	事業実施主体は、施設の利用者と施設を設置する農地の所有者が異なる場合には、利用者と農地所有者との間で利用権を設定するなど、適切な措置を講じること。
4	目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものについては、補助の対象としない。
5	個人的使用となるおそれのある機械の導入については、補助の対象としない。
6	補助対象とする施設は、原則として新品、新築又は新設とする。
7	事業の内容が、過去において他の補助事業により補助を受けたものと同一であり、その更新と認められる場合は、補助の対象としない。
8	補助対象に記載のない機械、施設等を導入する場合であって、所長が特に必要と認める場合で部長へ協議して承認を受けた場合は、その機械、施設等を導入することができる。
9	本事業により整備した施設、機械等には、事業名を表示すること。
10	機械の導入については、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に規定された面積とし、その利用規模、下限面積を下回らないことを原則とする。ただし、利用規模、下限面積を下回ることについて、所長が妥当と認める規模面積であって、部長へ協議して承認を受けた場合、利用規模、下限面積を下回る面積とすることができる。
11	雨よけハウスについては、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」に基づいた構造耐力を有するものであること。ただし、既存の果樹園及び果樹棚に併設する果樹用雨除け施設で園芸用ハウスの区分に該当しない施設については、地域の立地条件に即した構造耐力を有するものである。園芸用ハウス設置後は、園芸施設共済または収入保険に加入するよう指導するものとする。 なお、プラスチックハウスを導入する事業実施主体においては、農業用使用済プラスチックの適正処理を確実に実施すること。 また、事業実施地区（市町村等）においては、農業用使用済プラスチックを適切に回収するよう努めるものとする。
12	第2の別表1の2ふくしまのもも産地再生支援対策事業におけるリース料は防風設備等設置における機械（バックホー、高所作業車等）のリース（ただし、短期間の借上げに限る）に要する経費とする。